

第II部 後期基本計画

第1章

未来につなぐ夢のある学びのまち

第1節 生涯学習の推進

現況と課題

本市では、平成12年度に第二次北本市生涯学習推進計画を策定し、いつでも、どこでも、だれでも学習できるような生涯学習の環境づくりに努めてきました。現在、女性や高齢者をはじめ、多くの市民が各種講座や市民主体の生涯学習活動に参加し、趣味や生きがいを見つけ、生活の知恵を磨き、市民一人「1学習、1スポーツ、1奉仕」の実践に努めています。

少子高齢化の進行、高度情報化、国際化等、社会情勢が著しく変化するなかで、地域の環境や福祉、青少年の育成のあり方が問われている今、個人の健康づくり、就業や職業生活に資する知識や技術の習得、心豊かな地域社会の構築に資する学習活動が求められています。

特に若者や働き盛りの世代を含むあらゆる層の人々が、個人でも参加しやすく、学習意欲を高めていけるような市民一人ひとりのニーズに即した学習環境づくりが重要です。また、自らの知識や技能をボランティア活動等に活かしたいという意向も、中高年者を中心に見られます。

今後は、市民がまちづくりに主体的に参加・参画し、互いに支え合い、協力し合う地域社会をつくるため、市民と行政のパートナーシップを基本とした、生涯学習によるまちづくりを推進することが必要です。

基本方針

「生涯の、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価され、ボランティア活動等で社会に還元できるような生涯学習社会の実現を目指す」ことを市民と行政の共通認識とし、学校教育、家庭教育、社会教育等、生涯を通じた幅広い学習機会と場を提供できるような体制づくりを推進します。

市民大学きたもと学苑を生涯学習施策の中核として位置付け、各学習機関・施設のネットワーク化や学習情報の提供とともに、相談や指導体制を整備・充実します。

だれもが生きがいを持ち、働くことに意味を見出して充実した人生を送ることを支援するために、趣味的な学習にとどまらずに、環境、福祉、地域、職業等、現代的課題の学習、キャリア学習を体系的・総合的に行えるような学習プログラム等の整備に努めます。

主要施策

1 生涯学習推進体制の充実

(1) 生涯学習推進体制の充実

市民と行政の協働による生涯学習を推進します。

(2) 生涯学習関連施設のネットワーク化

文化センターを生涯学習の中心的な拠点施設として、公共施設相互のネットワーク化に努めます。

(3) 学習情報・相談体制の確立

学習者の多様なニーズに対応し、いつでも、どこでも、だれでも学習できるように、学習情報の提供、学習相談体制の確立、学習プログラムの開発等、他の関係機関、団体等と協働し、生涯学習を総合的に推進します。

2 学習機会の充実

(1) 市民大学きたもと学苑の充実

市民一人ひとりがライフスタイルに合わせて学習機会を選び、体系的・総合的に学習できる市民大学きたもと学苑の充実を図ります。

(2) 学習機会提供の充実

市民一人ひとりの学習ニーズに対応し、多様な学習機会を提供できるような体制づくりを推進します。また、大学との連携による、専門的で高度な学習機会を提供します。

(3) 学習交流・交歓機能の充実

社会教育施設や学校を拠点として学習や活動を行っているサークル等が相互に連携・協力し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

3 生涯学習によるまちづくり

(1) 地域活動の支援

学習等の活動を行う市民相互の交流・情報交換の機会と場を提供し、地域コミュニティ活動や地域福祉活動を支援します。

(2) 学習ボランティア活動の推進

地域の特色を活かして、市民と行政が協働してずっと暮らし続けたいまちづくりを実現するため、学習ボランティアを育成し、地域の課題や問題解決方法等を学習する機会と場を提供します。

(3) 学習団体の育成・支援

市民が生涯を通じていつでも、どこでも、だれでも学習することができ、学習した成果が適切に評価され、社会に還元されるような生涯学習社会の実現を図るため、学習団体の育成・支援を行います。

第2節 学校教育の充実

現況と課題

市内の小・中学校の児童生徒数は、平成23年5月1日現在、小学校（8校）3,661人、中学校（4校）1,830人となっています。学校教育は、生涯学習の基礎を培う場であるという認識に立ち、確かな学力と豊かな心、たくましい体の育成を目指す教育を一層充実し、将来の社会を担う子どもたちを育成していかなければなりません。

一方、子どもたちの規範意識や自律心の低下、いじめや不登校、学力や体力の問題等が顕在化し、人間関係の希薄さや、都市化、核家族化、価値観の多様化等に伴う家族の姿や地域社会との結び付きの変化から、子どもたちの社会性の問題が指摘されています。

これらの解決は学校だけでできるものではありません。各学校間の円滑な連携や、学校の教育力の向上とともに、学校と地域や家庭が連携・協力して、それぞれが責任を自覚し、役割を果たしながら、子どもたちへの教育を一体となって進めていくことが大切です。

そのためには、安心・快適な学校づくり、教職員の資質向上、子どもたち一人ひとりの個性を尊重した質の高い教育の提供等を具体化することや、地域の拠点としての開かれた学校づくりを進め、地域と家庭の教育力の向上を図ることが課題です。そして学校と地域と家庭で、子どもたちが健やかに育つ特色ある学校、信頼される学校づくりが求められています。

基本方針

幼児の可能性を伸ばす教育、家庭の教育力向上支援を充実するため、保護者への支援による就園促進、幼稚園運営の弾力化、保育所、幼稚園等と小学校の連携強化、幼児教育相談体制の整備等を図ります。

児童生徒の学習環境を向上させるため、安全・快適な学校環境づくりを推進します。

開かれた学校づくりを通して、信頼される学校づくり、特色ある学校づくりを推進するため、学校評価や学校応援団の充実、地域活動室の拡充等に取り組み、地域文化の拠点としての学校づくりを進めます。

教育に関する3つの達成目標（「学力」「規律ある態度」「体力」で児童生徒に確実に身に付けさせたい基礎的・基本的な内容）の実現に向けての取組みを充実させ、児童生徒が、社会の変化に対応し、自ら学び、考える力を育ていけるよう、指導方法の工夫・改善をたゆまず続けます。

地域や家庭と連携しながら、人権教育、ボランティア・福祉教育、環境教育、進路指導・キャリア教育等を充実させ、子どものよりよく生きる力を育みます。

教育センターを核に、研修等教職員の資質向上を図るとともに、教育相談、適応指導等の機能充実を図ります。

児童生徒の健全な心身の発達を目指し、給食施設・設備の改善、食材や調理の安全管理、食事内容の充実、地域と連携した運営体制づくり等、望ましい学校給食の展開を図ります。

児童生徒の心身の健康の保持増進を図り、自他の健康を大切にすることを高めるため、学校、家庭、地域、医療機関等と連携した健康教育の指導体制の充実を図ります。

児童生徒の学校内外での安全を守るため、交通安全指導や防犯指導を徹底するとともに、自然災害等への対応能力を高めるための防災指導を充実します。

障がいのある児童生徒が、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育を受け、すべての子どもが交流しながら共に生きることの素晴らしさを実感できるようなノーマライゼーション^{*1}の理念に基づいた環境づくりを進めます。

主要施策

1 幼児教育の振興

(1) 幼稚園就園の促進

就園率の向上と保護者負担の軽減を図るため、私立幼稚園就園奨励費補助事業を実施します。

(2) 私立幼稚園運営の支援

私立幼稚園運営に対して、助成金や情報面での支援を継続します。

(3) 保育所・幼稚園等と小学校の連携

子どもの発達や学びの連続性を確保するため、保育所、幼稚園等と小学校相互の理解を深め、連携を図ります。

(4) 幼児教育相談体制の整備

幼児の健やかな育成を目指し、地域の実態や要請を踏まえつつ、地域に開かれた就学相談体制を整備します。

2 教育環境の整備

(1) 学校環境の整備・学校緑化の充実

校舎の耐震化工事等の施設の安全対策、空調設備の充実、学校緑化の推進等、教育施設環境を改善し、学習環境の充実を推進します。

(2) 学校施設や設備の整備・充実

老朽化した学校施設・設備の改修を進め、学習環境の整備・充実を図ります。

(3) 学校施設の活用と整備

特色ある教育課程の実施、地域社会の実情等を総合的に踏まえた上で、地域活動等に学校施設の有効活用を図り、地域文化の拠点としての学校づくりを推進します。

*1 ノーマライゼーション

子どもも高齢者も、障がいのある人もない人も、社会の中で同じように生活し、活動する（できる）ことが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

(4) 学校評価の充実・学校選択制の改善

学校評価の充実を図るとともに、学校選択制の改善を行い、特色ある学校づくり、信頼される学校づくりを推進します。

3 教育内容・方法の充実

(1) 学習指導方法の工夫・改善

教育に関する3つの達成目標の取組みを充実させるとともに外部からの指導者の活用、習熟度別指導、少人数指導等、指導方法の工夫・改善を一層進め、個々の児童生徒の実態に応じたきめ細かな指導の充実に努めます。

(2) 学校間の連携

小・中学校教育を効果的に体系付けるとともに、就学前から義務教育終了後までの学習や生活の連続性を確保するため、児童生徒や教職員の交流等、学校間の連携を推進します。

(3) 生徒指導・教育相談の充実

全教育活動を通して「心の教育」を進めるとともに、関係機関と連携し、生徒指導・教育相談体制の充実を図ります。

(4) 人権教育の推進

人権意識の高揚を図り、人権についての正しい理解を深め、様々な人権問題を解決しようとする児童生徒を育成します。そのために、全教職員の共通理解の下、組織的・計画的に人権教育を推進します。

(5) 健康教育の推進

健康・安全に留意して、社会の変化に対応し、主体的に生き抜く力を培うため「好ましい生活習慣づくり」、「たくましい体づくり」、「豊かな心づくり」に努めます。

(6) 食育の推進

児童生徒の望ましい食習慣の形成を図るために、学校栄養職員の専門性を活かすとともに家庭、地域との連携・協力を推進します。

(7) ボランティア・福祉教育の推進

思いやりの心や感謝の心、社会に貢献する態度を養います。また、福祉社会の実現を目指して、共に豊かに生きていこうとする力や社会福祉に関する問題を解決する実践力を育成する教育を推進します。

(8) 環境教育の推進

環境への理解を深め、よりよい環境の創造のために主体的に行動する力を育み、本市の特色を活かした環境教育を推進します。

(9) 国際理解教育等の推進

小学校外国語活動や英語教育、国際理解教育の充実を図り、日本及び諸外国の文化・伝統等について、深く理解し、国際社会の一員として行動できる児童生徒を育成します。

(10) 情報教育の推進

コンピュータや情報通信ネットワーク等の情報活用能力を高めるとともに情報モラルの育成を図る情報教育を推進します。

(11) 学校図書館教育の推進

学習情報センター、読書センターとしての学校図書館機能の充実を図り、主体的な学習態度や豊かな心と読書に親しむ態度を育成します。

(12) 進路指導・キャリア教育の充実

自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自分の意志と責任で主体的に進路を選択できるよう、家庭・地域と連携しながら進路指導・キャリア教育の充実を図ります。

(13) 小中一貫教育の推進

小・中学校相互での教員の兼務や児童生徒の交流を通して、不登校や学力向上の諸問題を総合的に捉え、解決を図ることによって、子どもたちの自立を促します。

4 教育センター活動の充実

(1) 教職員研修・研究活動の充実

多様化、複雑化する教育課題に対応するため、ニーズに応じた教職員の研修を計画的に推進し、実践的な指導力の向上を図ります。

(2) 教育相談の充実

小・中学生やその保護者を対象とした教育相談活動を充実するとともに、学校適応教室（ステップ学級）や言語指導教室（ことばの教室）等の充実を図ります。

(3) 施設・設備の充実

教職員研修、教育相談、適応指導、言語治療等の充実を図るため、施設・設備の充実と利用促進を進めます。

5 学校給食の充実

(1) 学校給食施設・設備の改善・充実

衛生管理基準や老朽化に対応し、学校給食施設・設備の改築・改修を進めるとともに調理設備機器の入れ替えを行います。また、中学校給食施設の整備を行います。

(2) 給食内容の充実

栄養的にバランスのとれた魅力ある給食とするため、献立や食事の内容を工夫します。また、安全な食材の確保や地産地消に努めます。

(3) 食事環境の改善

食器具の改善やランチルームの整備・活用等、食事環境の整備を推進し、豊かで楽しい給食活動を展開します。

(4) 衛生管理の改善・充実

食材や調理場の管理から食事指導まで、安全・衛生管理の改善・充実を図ります。

(5) 家庭・地域との連携

児童生徒の基本的な生活習慣や望ましい食習慣を育てるため、家庭や地域と連携を図りながら給食指導を進めます。

6 学校保健・体育の充実

(1) 保健教育の充実

各教科等との連携を図った指導計画を作成し、健康で安全な生活を営むための実践力を育てる保健教育を推進します。

(2) 健康管理の徹底

健康診断や健康観察を通じて成長期にある児童生徒の心身の健康管理の徹底に努めます。

(3) 児童生徒の体力向上の推進

児童生徒の自覚と自主的な取組みを促し、教科体育・保健体育及び部活動等の体育活動の充実を図るとともに、家庭や地域との連携・協力により児童生徒の体力向上を推進します。

(4) 学校環境衛生の充実

児童生徒がよりよい環境で学習活動に取り組めるよう、定期検査、臨時検査及び日常点検等の実施により、環境衛生の充実を図ります。

(5) 学校保健委員会の充実

学校、家庭、地域、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の医療関係者との連携・協力による組織的な活動の充実を図ります。

7 学校安全教育の充実

(1) 交通安全教育の充実

身近な交通環境における様々な危険に気付き、交通ルールやマナーを守り、的確な判断の下に安全に行動できる資質や能力を育成する教育を充実します。

(2) 防災教育の充実

地震等の自然災害や火災に対する児童生徒や教職員の認識・対応能力を高めるため、学校防災組織の活用、防災訓練の徹底等、学校防災教育の充実を図ります。

(3) 防犯教育の充実

地域や家庭との連携を図りながら、日常生活の様々な危険を予知・予測し、危険を回避して安全な行動をとることができる資質・能力を高め、自ら身を守る態度を育成します。

8 ノーマライゼーションの理念に基づく教育の推進

(1) 特別支援教育の推進

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高めるための個別の指導計画・支援計画を立案します。そして、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な教育を推進します。

(2) 就学支援の充実

障がいのある児童生徒が、その障がいの種類や程度に応じて、適切な教育を受けるために、適切な情報を提供できるよう就学支援委員会の充実を図ります。

(3) 教育内容・施設の充実

個々の障がいに応じた教育内容・方法の工夫や施設、設備、教材等の整備・充実を図り、きめ細かな教育を推進します。また、必要に応じて小・中学校に特別支援学級や通級指導教室を設置し、特別教育支援員を配置します。

(4) 交流教育等の充実

人間尊重の精神を育て、心豊かで思いやりのある児童生徒を育成するため、交流及び共同学習を推進します。特別支援教育コーディネーターを核に、地域とも連携して、学校内や居住地域での交流を充実します。

9 地域に開かれ、地域の教育力を活用した教育の推進

(1) 地域活動室の活性化

各小・中学校に設置している地域活動室に、地域の文化的、福祉的な活動団体や学校応援団を迎え入れ、市民に対して学校をよく知ってもらうとともに、それらの方に学校教育への協力を願い、より開かれ、信頼される学校づくりを推進します。

(2) 学校応援団の充実

これまで学校に対する協力をいただいていた、学習支援、環境整備、下校の見守り、おやぢの会等の方たちを学校応援団として、地域の方にお問い合わせのコーディネーターを中心に組織し、学校教育に関する側面支援活動を充実します。

第3節 青少年の健全育成

現況と課題

青少年の健全育成をめぐっては、少年犯罪の低年齢化、粗暴化とともに、ひきこもり、ニート^{*1}等の問題をはじめ、出会い系サイト等の情報機器利用上の危険性が全国的に問題視されています。また、子ども同士の間関係の希薄化や家庭や地域における世代間の絆のあり方も問われています。

家庭は、子どもの情操や社会性を育む最も基礎的な場であり、すべての教育の原点です。しかし近年、核家族化、都市化、就業の不安定化等、家庭をとりまく環境の変化のなかで、家庭や家庭教育のあり方に様々な問題が見られます。これらはもはや個々の家庭だけのものではなく、社会全体でともに考えていくべき課題ともいえます。

地域社会は、子どもたちが大人や様々な年齢の人々と交流しながら、社会体験、自然体験等を豊富に積み重ねる場として重要な役割を担っていますが、近年は、地域社会における人間関係の希薄化や、地域社会が青少年に対する教育機能を十分に果たせていない状況がみられます。

青少年関係団体等の活動については、団体相互のネットワーク化を図り、青少年健全育成の体制づくりが必要です。また、より多くの市民が子どもや若者の生活や意識に関心を持ち、家庭、地域、学校をはじめ様々な人や機関が一層力を合わせて、青少年の健やかな育成を支援していくことが求められています。

基本方針

非行防止パトロール等を通して、地域の一員として子どもたちを育てていく地域活動を支援します。

地域の教育力を活かし、放課後の児童の安心・安全を確保するため、各小学校の放課後子ども教室を拡充します。

青少年育成関係団体を支援し、家庭、学校、地域との連携を図り、地域ぐるみで青少年健全育成を推進するための事業を展開します。

啓発事業を実施する等、家庭教育に関する学習機会を拡充し、家庭の教育力の向上を支援します。

*1 ニート

NEET (=Not in Employment, Education or Training)

労働や学習の意志がなく、労働市場に参入してこない若者たちを指す。

主要施策

1 青少年健全育成事業の推進

(1) 環境浄化活動の推進

青少年が健全に育つ環境を整えるため、市民の参加と協力を得ながら、非行防止パトロールや環境浄化活動等を推進します。

(2) 青少年健全育成事業の推進

青少年関係団体で行われている各種事業を支援し、青少年に活動の場と機会が確保できるよう努めます。

2 地域の教育推進体制の充実

(1) 地域の教育体制の整備

地域における青少年自然体験活動、生活体験活動、異年齢の交流活動等について様々な角度から支援し、地域の教育体制の整備に努めます。

(2) 放課後子ども教室の拡充

放課後の児童の安心・安全な活動場所を確保するため、放課後子ども教室の拡充を図ります。

(3) 青少年育成指導者の養成

青少年関係団体に対する指導者研修会を開催し、指導者の養成を行います。

(4) 青少年関係団体の支援・連携の促進

青少年関係団体の活動を支援するとともに、団体相互の連携を促進します。

3 家庭教育学習機会の充実

(1) 子どもの発達に応じた子育て支援の充実

妊娠期、就学時、思春期等、発達段階に応じた子育て講座を実施し、子育てを支援します。

(2) 家庭の教育力の向上支援

学校、社会教育施設、幼稚園等での家庭教育学級を充実させ、家庭の教育力の向上を図ります。

第4節 社会教育の充実

現況と課題

本市には、社会教育施設として、文化センター（中央公民館・中央図書館）のほか、市内8つの各コミュニティ圏域に地域学習センターがあります。文化センターは、教育的・文化的サービスの中核施設として、また、地域学習センターは、地域住民による生涯学習活動、地域コミュニティ活動、地域福祉活動の地域拠点施設として活用されています。しかし、いずれも施設の老朽化が進み、機能維持が課題となっており、災害時等の避難所となることも考慮した改修が必要となっています。

図書館は、市民の最も身近な生涯学習の場として重要な役割を果たしていますが、ますます多様化・高度化する市民の学習ニーズに応えるため、図書館資料のより一層の整備・充実を図るとともに、より多くの市民に利用してもらえるよう親しみやすい図書館づくりに努める必要があります。

今後の社会教育には、情報化、高度技術化、グローバル化^{*1}等の時代変化、地域課題の多様化、市民の学習ニーズの多様化・高度化に対応するため、施設・設備や学習プログラム、学習相談機能の充実が求められます。本市の未来を担う子どもたちを育むためにも、社会教育施設や市民大学きたもと学苑等の教育資源を活用しつつ、地域の指導者の育成や、地域コミュニティ委員会、学校等が連携し、地域ぐるみで人づくり・まちづくりを進めていくことが期待されます。

基本方針

生涯学習社会の構築を目指し、文化センター（中央公民館・中央図書館）、地域学習センター等の社会教育施設の機能充実やネットワーク化を図ります。また、情報化社会に対応した学習情報サービスに努めます。

多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応した学習機会の提供と内容の充実を図るとともに、学習情報の提供や学習相談機能を高めます。また、社会教育関係団体の育成に努めます。

市民大学きたもと学苑、社会教育施設等を活用し、家庭教育、学校教育、社会教育が連携・融合した生涯学習推進体制を整備します。

市民のニーズや社会の要請に応じた社会教育を推進します。また、多様化する市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、民間等の能力を活用しつつ、社会教育の充実に努めます。

*1 グローバル化

資本や労働力の移動が活発化し、貿易や投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。

*2 指定管理者制度

地方公共団体が指定する法人やその他団体等が地方公共団体に代わり公の施設の管理運営を行う制度。

主要施策

1 社会教育施設の充実

(1) 公民館等の施設の充実

機能的でより利用しやすい施設づくりを目指し、指定管理者制度^{*2}の導入を検討します。また、新耐震基準以前に建築された施設については、計画的に耐震診断を実施し、その結果を踏まえ耐震補強工事を行います。他の施設については、改修工事を実施し、避難所としての機能強化を図ります。

(2) 図書館の充実

高度化、多様化する市民の学習ニーズに適切に対応するため、各種資料の整備・充実を図るとともに、施設の管理運営形態のあり方等ソフト面に加えこども図書館設置によるハード面の整備を推進し、より良い読書環境の確保に努めます。

(3) インターネットによる情報の提供・利便性の向上

情報化社会に対応した市民サービスとして、インターネットの活用による情報提供及び予約サービスの充実を図り、利便性の向上に努めます。

(4) 施設間ネットワークの整備

文化センターを社会教育活動の中核施設として位置付け、施設間のネットワークを形成し、情報化社会に対応した効率的な施設運営に努めます。

2 社会教育活動の充実

(1) 学習機会の充実

市民一人「1学習、1スポーツ、1奉仕」を生涯学習活動の実践目標に、市民大学きたもと学苑の運営を充実し、更には、大学との連携により、社会の変化や多様な学習ニーズに対応した学習機会の充実に努めます。

(2) 社会教育関係団体の育成

市民主体の生涯学習のまちづくりを目指し、社会教育関係団体の自主的運営の支援に努めます。

3 学校・社会教育の連携

(1) 市民大学きたもと学苑の充実

市民の学習活動を支援するとともに、学習成果を人づくり、まちづくりに活かすため、市民大学きたもと学苑の充実を図ります。

(2) 学校教育と社会教育の連携・融合

学校教育及び社会教育が保有する教育機能を最大限に相互活用するとともに、地域活動室の利用促進により、学校や地域の教育を担う人材、情報、施設・設備の交流・連携・融合を推進します。

(3) 家庭教育との連携

キャリア教育の充実を図るため、親の学習、PTA家庭教育学級等で理解を深めます。

第5節 文化・スポーツ活動の推進

現況と課題

本市では市民の芸術、文化活動に対する意欲も高く、北本太鼓かばざくら団、ピアノコンクール等様々な団体や個人による音楽会、文化講演会及び演劇鑑賞会等が活発です。

文化・スポーツ活動の環境整備を進めるとともに、子どもや若者の夢を育む創造的な文化・スポーツ機会の拡充も求められます。

また、引き続き福島県会津坂下町との姉妹都市交流事業を実施することにより、両市町の住民の相互理解を深め、文化や産業等の発展に結び付けていくことが求められます。

市民文化祭は毎年開催されて、すでに40回を超えました。今後とも、より幅広く、多くの市民が参加しやすい環境づくり、地域に根ざした文化の創造に結び付く活動を振興していくことが期待されます。

スポーツや健康づくりへの関心は年々高まり、年齢や性別に関わらず、様々な活動を展開しています。生涯にわたる豊かなスポーツライフの形成、世代間交流、地域活性化、青少年育成への貢献等、スポーツ活動への期待はますます高まりつつあります。

今後は、子どもから高齢者まで、市民が主体的・継続的にスポーツ活動を実践していけるよう、身近なスポーツ活動の場の確保や、スポーツ活動を推進するための支援の充実が求められます。加えて、これから定年を迎える世代が、その活力を新たな人づくり、地域づくりに活かしていけるような体制づくりも必要です。

基本方針

市民がいつでも、気軽にスポーツ活動に親しむことができるよう、スポーツ施設の充実を図ります。

市民の主体的なスポーツ・健康づくり活動を支援するため、情報提供、支援体制の充実等を進め、生涯スポーツの推進を図ります。

市民が優れた芸術、文化にふれ合う機会を増やすとともに、市民の自主的な芸術・文化活動の支援を図ります。また、地域に根ざした芸術・文化活動の振興を促進します。

教育、文化、スポーツ等の幅広い分野で、姉妹都市等との交流事業を推進します。

主要施策

1 芸術・文化活動の推進

(1) 芸術・文化施設の充実

既存の文化施設の計画的な修繕等により、更に利用しやすい施設にします。

(2) 芸術・文化事業の促進

市民と行政の協働による市民文化祭の開催、市民文芸誌の発行、北本音頭や市の木・市の花、自然を活かした北本らしい芸術・文化事業を促進します。

(3) 芸術・文化活動の顕彰

優れた芸術・文化活動を顕彰し、地域に根ざした芸術・文化活動の振興を促進します。

(4) 文化団体の育成・支援

市民主体のいきいきした芸術・文化活動を振興するため、文化団体の育成と支援を図ります。

(5) 啓発活動の充実

青少年関係団体、学習サークル等の情報を掲載した冊子「生涯学習情報誌」の継続発行等により、文化活動の啓発に努めます。

2 スポーツ施設の充実

(1) スポーツ施設の整備・充実

生涯スポーツの活動拠点である体育センター・総合公園等の指定管理者との連携を図り、市民サービスの向上に努めます。

(2) 学校体育施設開放の推進と民間体育施設活用の充実

市民に身近な学校体育施設の開放、民間のスポーツ施設の活用等、地域に根ざしたスポーツ活動の場の確保を促進します。

3 スポーツ・レクリエーション活動の推進

(1) スポーツ・レクリエーション情報の提供

スポーツ施設の利用、指導者の確保、各種教室・講座やイベント等に関する情報を入手しやすくするため、市民団体とも連携し、インターネット等を活用した情報提供に努めます。

(2) スポーツ大会・教室の開催

各種スポーツ大会・教室の開催により市民の主体的・継続的なスポーツ活動を支援します。

(3) 相談、指導、支援体制の確立

市民大学きたもと学苑とも連携し、個人やグループのスポーツ・健康づくり活動を支援する人材を育成・確保します。スポーツ指導者講習会等の開催により、指導者のレベルアップを図ります。また、総合型地域スポーツクラブの支援に努め、地域に根ざしたスポーツの推進を図ります。

4 姉妹都市等の交流の促進

(1) 交流事業の促進

教育、文化、スポーツ等に関する姉妹都市交流事業を推進します。

(2) 交流事業の支援

民間の交流事業を促進するため、情報提供等に努め、幅広い交流を支援します。

◆学校及び社会教育施設等位置図



番号	施設名称	所在地
1	文化センター(中央公民館・中央図書館)	本町 1-2-1
2	南部公民館・集会所(南部学習センター)	二ツ家 1-127
3	東部公民館・集会所(中央地域学習センター)	本宿 2-33
4	西部公民館・集会所(西部学習センター)	荒井 3-95
5	北部公民館・集会所(東間深井学習センター)	深井 4-155
6	中丸公民館・集会所(中丸学習センター)	中丸 10-419
7	堀の内集会所	石戸宿 3-128
8	視聴覚ライブラリー(東部公民館内)	本宿 2-33
9	体育センター	古市場 1-156
10	学習センター(公団地域学習センター)	栄 13
11	勤労福祉センター(東地域学習センター)	宮内 1-120
12	コミュニティセンター(本町西高尾学習センター)	本町 8-156-3
13	野外活動センター	高尾 9-143

第6節 文化財の保護・活用

現況と課題

市内には、石戸蒲ザクラ、多聞寺のムクロジ、石戸城跡等、先人たちの生活の証である有形・無形の文化財が数多く残されています。しかし、その一部は都市化と生活様式の変化等により、消滅と散逸、風化が深刻な問題になっており、埋蔵文化財の発掘調査及び民俗資料の収集、資料調査等を継続し、保存に努める必要があります。

平成16年度の文化財保護法の改正により、「文化的景観」「民俗技術」「登録制度の拡充」等、地域の文化財が内包する多面的な価値が認められるようになりました。今後は、新たな視点をもって文化財の価値を見つめ、魅力と重要性を発信していくことが求められています。

市民の学習ニーズに応えるためにも、文化財をはじめとする地域の歴史や文化を学ぶ環境づくりが重要です。地域学習の拠点となり、収集資料を望ましい環境で保存するための郷土資料館等の整備は長年の課題であり、文化財を活かしたまちづくりの展開が必要です。

基本方針

多様な文化財を保護・継承するため、各種文化財の調査・研究を行い、資料の収集と保存等に努めます。また、文化財保護の意識を高めるため、多様な普及・啓発事業を推進します。

文化財の保存、公開、展示する施設の整備を検討するほか、市内に点在する文化財のネットワーク化等、文化財を活かしたまちづくりを推進します。

主要施策

1 文化財の保護・継承

(1) 文化財保護意識の啓発

文化財保護推進のため、市民が文化財への理解を深める多様な啓発事業を実施するとともに、日常において文化財を身近に感じられるような展示等を工夫します。

(2) 指定文化財の保存・管理

国、県、市指定文化財は、今後も、北本の魅力を示すものとして保存・管理に努め、市民や市外の人々に広く公開します。

(3) 文化財の調査・研究

各種文化財、民俗事例を調査し、データの蓄積と研究を推進します。

(4) 文化財の収集・保存

消滅、散逸が懸念される文化財を収集し、保存のための整理作業を推進するとともに、収蔵施設の確保に努めます。

(5) 市史資料の収集・整理

北本の歴史を体系化していく上で、必要な収集資料のデータベース化や映像の保存等を進めます。

(6) 伝統文化の継承

郷土芸能大会の開催、伝承活動の育成・支援等を通じ、郷土芸能の保存と後継者の育成を図ります。

2 文化財の活用

(1) 郷土資料館の検討

文化財の調査・保存・啓発の拠点として、郷土資料館の建設計画を検討します。

(2) 重要遺跡の整備・活用

遺跡やその他の文化財を、北本の歴史や魅力を語る資源として保全・活用するため、重要遺跡や散策路等の史跡整備を図ります。

第 1 章の目標指標

指 標	現 状	平成 27 年度目標	節
市民大学きたもと学苑の講座数	117 講座	120 講座	1
小・中学校校舎の耐震化	55.10%	100%	2
「教育に関する 3 つの達成目標」における基礎学力定着度	93.1%	95%	2
体力テストの結果で全国平均を上回っている項目数の割合	66.7%	80%	2
地域活動室活用推進のボランティア登録者数	4,509 人	5,000 人	2
放課後子ども教室	3 校	8 校	3
人財情報バンク登録者数	107 人	130 人	4
市民 1 人当たりの公民館年間利用回数	6.5 回	7.0 回	4
市民 1 人当たりの図書資料年間貸出点数	3.9 冊	4.2 冊	4
出前講座	15 件/年	20 件/年	4
社会教育施設の耐震診断実施	—	2 施設	4
市民 1 人当たりの社会体育施設(学校体育施設開放を含む)年間利用回数	4.52 回	4.70 回	5
市指定文化財数	44 件	50 件	6
小中学校学習支援講座数	12 講座	18 講座	6